１０．参　考　資　料

令和 7 年 7 月 31 日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

ケニア共和国の議会概要

1　政治体制

大統領を元首とする共和制を採る。大統領は、国民の直接選挙により選出される（任期は 5 年、3 選禁止）。首相職は置かれておらず、行政権は大統領に属する。大統領は、下院の承認を得て、内閣を構成する各長官等を任免する。大統領は、一定の条件を満たし最高裁判所が助言した場合を除き、議会を解散する権限を有さない。

下院議員は、重大な不正行為等を理由として、総議員の 3 分の 1 以上の支持を得て、大統領の弾劾動議を提出することができる。当該動議が下院の総議員の 3 分の 2 以上の支持を得て可決されると、上院において調査等が行われる。弾劾の訴追が上院の総議員の 3 分の 2 以上の支持を得た場合、大統領は失職する。

現在の大統領は、2022 年 9 月に就任した統一民主同盟のウィリアム・サモエイ・ルト（William Samoei Ruto）大統領である。

2　議会の構成

(1) 定数及び任期

＜下院＞　定数 349 人（議長を除く。）。原則として任期は 5 年。

＜上院＞　定数 67 人（議長を除く。）。原則として任期は 5 年。

(2) 選挙制度

＜下院＞

337 人の議員は、小選挙区制により選出され、そのうち 47 人は女性とされる。

12 人の議員は、各政党が作成した名簿に掲載された者が各政党の小選挙区選出議員の議席数に比例して指名され、若者、障害者、労働者等の特別な利益を代表するものとされる。

選挙権年齢及び被選挙権年齢は、共に 18 歳である。

＜上院＞

47 人の議員は、小選挙区制により選出される。

16 人の議員は、女性であり、各政党が作成した名簿に掲載された者が各政党の小選挙区選出議員の議席数に比例して指名される。

2 人の議員は、若者を代表する男性及び女性の 1 人ずつとされる。

2 人の議員は、障害者を代表する男性及び女性の 1 人ずつとされる。

選挙権年齢及び被選挙権年齢は、共に 18 歳である。

(3) 会派

会派別議席数は、表のとおりである。

表　ケニア議会の会派別議席数（議長を除く。）（2025 年 7 月現在）

下院	議席数	上院	議席数
統一民主同盟　※	145	統一民主同盟　※	30
オレンジ民主運動	82	オレンジ民主運動	20
ジュビリー党	28	ジュビリー党	5
ワイパー民主運動	26	ワイパー民主運動	4
アマニ国民会議　※	7	統一民主運動　※	3
統一民主運動　※	7	民主主義回復フォーラム　※	1
民主主義回復フォーラム　※	6	統一民主党　※	1
ケニア・アフリカ人全国同盟	6	国家再建同盟	1
民主行動党	5	欠員	2
ケニア連合党	3		
パモジャアフリカ同盟　※	3		
急速発展党　※	2		
奉仕党　※	2		
独立同盟統一党	2		
地域党　※	1		
偉大な夢発展党　※	1		
民主主義と成長のための運動	1		
国家アジェンダ党　※	1		
国家大衆強化党	1		
統一進歩同盟	1		
無所属	12		
欠員	7		
合計	349	合計	67

（凡例）※は、与党連合に含まれる会派を表す。

（出典）“Republic of Kenya Thirteenth Parliament Members of National Assembly.” Parliament of Kenya Website <https://parliament.go.ke/sites/default/files/2025-07/List%20of%20Members%20by%20Parties%2013th%20Parliament%20as%20at%2002072025.pdf>; “Members of The Senate.” Parliament of Kenya Website <https://parliament.go.ke/index.php/the-senate/senators>; “Coalitions & Coalition Political parties.” Office of the Registrar of Political Parties Website <https://orpp.or.ke/coalitions-coalition-political-parties/> 等を基に担当者作成。

3　会期制度

会期制を採る。常会は、原則として、2 月の第 2 火曜日に開会し、12 月の第 1 木曜日に閉会する。議会の閉会中、第 1 党又は第 2 党の党首が要求し、一定の条件を満たす場合、議長は、臨時会を招集することができる。

4　議院運営機関

議長は、議員に選出される資格を有するが議員でない者の中から、下院、上院がそれぞれ 1 人を選出する。副議長は、各議院の議員の中から、下院、上院がそれぞれ 1 人を選出する。また、複数の議員から成る委員長団（上院では議長団）が設置され、毎週の会合で議事運営上の問題に関する検討等を行う。現在の下院議長は、モーゼス・ウェタングラ（Moses M. Wetang'ula）議長、上院議長は、アマソン・キンギ（Amason Jeffah Kingi）議長である。

５　立法過程

（1）両院関係

下院は国民の利害関心に関わる事項を審議、議決するものとされ、上院は地方の行政区画であるカウンティに関わる法律案の審議、討論、承認を行うものとされる。カウンティ政府に関わらない法律案は下院のみで審議され、カウンティ政府に関わる法律案は両院で審議される。

以下では、主に下院における立法過程について紹介する。

（2）法律案の提出

法律案は議員又は委員会により提出され、議員は単独で法律案を提出することができる。政府は議員を通じて法律案を提出することができる。

（3）法律案の審議

提出された法律案は題名が読み上げられ、原則として所管の委員会に付託される（第 1 読会）。付託を受けた委員会は、法律案の審査等を行う。その後、本会議では、主に法律案の原則や目的について審議され、採決が行われる（第 2 読会）。本会議で可決された法律案は、全院委員会に付託される。全院委員会では、法律案の逐条審査がなされ、修正案の審査、採決も行われる。全院委員会における審査の終了後、報告書が本会議に提出される。報告書の提出の際、法律案の再審査を求める動議が可決された場合、法律案は再び全院委員会で審査される（報告段階）。報告書の採択の後、本会議で法律案の最終的な採決が行われる（第 3 読会）。

（4）大統領の同意及び公布

議会を通過した法律案は大統領に送付され、大統領は、法律案の受領後 14 日以内に、法律案に同意し、又は留保事項を付して法律案を議会に差し戻す。法律案が差し戻された場合、議会は、留保事項に基づく法律案の修正又は 3 分の 2 以上の賛成による法律案の再可決を行う。議会が大統領の留保事項を完全に受け入れて法律案を修正した場合、当該法律案は同意を得るために大統領に再送付される。議会が大統領の留保事項を完全には受け入れずに法律案を再可決した場合、当該法律案は 7 日以内に大統領に再送付され、再送付から 7 日以内に大統領は当該法律案に同意しなければならない。

議会を通過し、大統領が同意した法律案は、原則として、大統領の同意から 7 日以内に法律として公布される。

【参考文献】

・Parliament of Kenya Website <https://parliament.go.ke/index.php/>
・National Assembly of Kenya, “The Legislative Process: 2nd Edition,” 2022. Parliament of Kenya Website <https://parliament.go.ke/sites/default/files/2022-08/FS02%20The%20Legislative%20Process.pdf>
・National Assembly of Kenya, “The Speaker and Other Presiding Officers: 2nd Edition,” 2022. Parliament of Kenya Website <https://www.parliament.go.ke/sites/default/files/2022-08/FS10%20The%20Speaker%20and%20Other%20Presiding%20Officers.pdf>
・National Council for Law Reporting (Kenya Law) Website <https://kenyalaw.org/kl/>
・Office of the Registrar of Political Parties Website <https://orpp.or.ke/>

令和 7 年 7 月 31 日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

タンザニア連合共和国の議会概要

1　政治体制

大統領を元首とする共和制を採り、タンガニーカ共和国（本土）とザンジバル（島しょ）が合邦してできた連合共和国である。行政権は連合共和国政府（以下「政府」という。）及びザンジバル革命政府に、司法権は連合共和国司法機関及びザンジバル革命政府司法機関に、立法権は連合共和国議会（以下「議会」という。）及びザンジバル議会に属する。

政府の長は、大統領である。大統領は、副大統領と共に、本土及び島しょザンジバルの有権者の直接投票により選出される。任期は 5 年で、3 選は禁止されている。大統領は、議会の解散、大臣の任免、政府高官の任免等の権限を有する。また、軍の最高司令官である。なお、議会は、議員の 3 分の 2 以上の賛成により、大統領及び副大統領に対する弾劾を議決することができる。

内閣は、副大統領、ザンジバル大統領、首相その他の大臣で構成する。大臣は、全て議員でなければならない。大統領は、就任後 14 日以内に、議会において過半数の議席を有する政党が存在する場合は当該政党から小選挙区で選出された議員を、存在しない場合は議員の過半数の支持を有すると認められる議員を、首相に任命する。首相は、議員の過半数の賛成により承認された後、就任する。首相は大統領に対し責任を負い、首相の指導の下にある大臣は、政府の事務の執行について、議会に対し連帯責任を負う。議会は、議員の過半数の賛成により、首相に対する不信任決議を可決することができる。

現在の大統領は、前大統領が在任中死去したことにより 2021 年 3 月に副大統領から昇格した、革命党のサミア・スルフ（SAMIA Hassan Suluhu）大統領である。現在の首相は、2015 年 11 月に就任した、革命党のカシム・マジャリワ（Kassim Majaliwa Majaliwa）首相である。

2　議会の構成

一院制を採用している。

(1) 定数及び任期

定数 393 人。任期は 5 年で、解散がある。

なお、2025 年 8 月には任期満了に向けて議会が解散され、同年 10 月までに大統領選挙とともに総選挙が実施される予定である。

(2) 選挙制度

264 人の議員は、小選挙区制により選出される。

113 人の議員は、女性であり、有効投票総数の 5%以上を得た政党に対し、その得票数に

（凡例）人名については、我が国の報道等で用いられている呼称に下線を付した。

応じて配分される。

5 人の議員は、ザンジバル議会により同議会議員の中から選出される（女性議員 2 人以上）。

10 人の議員は、大統領により任命される（女性議員 5 人以上）。

1 人の議員は、役職指定による（法務総裁）。

なお、議長が非議員から選出された場合、当該議長は議員の資格を付与される。

選挙権年齢は 18 歳、被選挙権年齢は 21 歳である。直近の総選挙は、2020 年 10 月に実施された。

（3）会派別議席数

会派別議席数は、表のとおりである。

表　タンザニア議会の会派別議席数（2025 年 7 月現在）

会派名	議席数
革命党（CCM） ※	369
民主開発党（CHADEMA）	17
変化と透明性のための同盟（ACT）	4
市民統一戦線（CUF）	2
（役職指定）	1
合計	393

（凡例）※は、与党会派を表す。なお、役職指定は、政府において法的助言を行う法務総裁である。

（出典）“Member of the Parliament.” Parliament of Tanzania Website <https://www.parliament.go.tz/index.php/mps-list> を基に担当者作成。

３　会期制度

会期制を採る。通常、1 年は 4 つの会期に分けられる（2024 年は、1～2 月、4～6 月、8～9 月、10～11 月）。各会期において全ての議事が終了したとき、議会における政府議事担当総務（首相）が提出する、翌会期の開始日、場所及び時刻を指定した休会動議の可決後、翌会期まで休会となる。

４　議会運営機関

議長 1 人（非議員からの選出も可）、副議長 1 人及び議長補佐 3 人が置かれる。議会の事務の適切な遂行に関する全ての事項、議会又は委員会の事務の遂行を円滑に進めるための手続について、議長に対し協議及び助言を行う運営委員会は、議長、副議長、議会における政府議事担当総務（首相）又はその代理、少数会派の長又はその代理、法務総裁及び常任委員会の委員長又は副委員長で構成される。

現在の議長は、革命党のトゥリア・アックソン（Tulia Ackson）議長である。

５　立法過程

（1）法律案の提出

法律案には、政府提出法律案と議員提出法律案がある。政府提出法律案は大臣又は法務

総裁が提出し、議員提出法律案は大臣又は法務総裁ではない議員が提出するものである。

(2) 法律案の審議

法律案は、原則として 3 読会制により審議される。以下では、政府提出法律案の審議過程を述べる。

第 1 読会では、法律案の題名が朗読されるのみであり、審議は行われず、議長は法律案を適切な常任委員会に付託する。

委員会審査において、常任委員会は付託された法律案を修正することはできないが、法律案を担当する大臣に対し、議会に修正案を提出するよう求めることができる。法律案審査終了後、委員長は議長に審査の報告を行い、議長は第 2 読会のために法律案を議事日程表に記載するよう命じる。

第 2 読会では、法律案を担当する大臣が、法律案を第 2 読会に付す動議を提出した上で、政府の提案について詳細な説明を行う。次に、当該法律案を審査した常任委員会の委員長が委員会の意見の要約を説明し、野党の政策担当者が公式の見解を述べた後、議員が法律案の是非について一般討論を行う。

一般討論の終了後、議会は直ちに全院委員会に移行する。この段階では、逐条審査が行われ、法律案を担当する大臣が提出した修正案を含む、各条項を順次審査する。

第 3 読会では、法律案を担当する大臣が委員会審査の終了を報告し、委員会の結論の是非について採決が行われる。

(3) 大統領の承認

議会で可決された法律案は、大統領の承認によって法律として成立する。ただし、大統領は法律案の承認を留保することができ、その場合、法律案は留保の理由を明記した書面とともに議会に返付される。返付された法律案は、返付から 6 か月経過後に再び大統領に送付することができるが、議会が議員の 3 分の 2 以上の賛成によって再可決した場合は、6 か月以内の再送付も可能である。議会が議員の 3 分の 2 以上の賛成によって法律案を再可決した場合、大統領は 21 日以内に当該法律案に同意しなければならず、同意しないときは議会を解散しなければならない。

【参考文献】

・粒良麻知子「タンザニアにおける新憲法制定の試みと野党政治―本土とザンジバルの連合を争点として―」佐藤章編『サハラ以南アフリカの憲法をめぐる政治』日本貿易振興機構アジア経済研究所, 2024, pp.121-152. <https://ir.ide.go.jp/record/2001161/files/EBK002700_007.pdf>

・Parliament of Tanzania Website <https://www.parliament.go.tz/index.php>

・The United Republic of Tanzania President's Official Website <https://www.ikulu.go.tz/>

・Prime Minister's Office of Tanzania Website <https://www.pmo.go.tz/>

・“United Republic of Tanzania.” Inter-Parliamentary Union website <https://data.ipu.org/parliament/TZ/TZ-LC01/>

令和 7 年 7 月 31 日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

キプロス共和国の議会概要

1　政治体制

大統領を元首とする共和制を採用している。1960 年にイギリスから独立（翌年、英連邦に加盟）した後、1963 年にマカリオス（Archbishop Makarios III）初代大統領がトルコ系住民の権利を制限する憲法改正を示唆したことを契機として、ギリシャ系住民とトルコ系住民の間で内戦が起き、ギリシャの軍事政権による介入とトルコ軍の侵攻により、1974 年に国土が南北に分裂した。1983 年に北部のトルコ占領地域について「北キプロス・トルコ共和国」の独立宣言（トルコのみ承認）が行われ、その後も、キプロス共和国と北キプロス・トルコ共和国の再統合の是非を問う住民投票が行われるなどしたが、南北で賛否が分かれ、統合交渉は頓挫した。

憲法上はギリシャ系の大統領とトルコ系の副大統領を置くことが規定されている[1]。大統領は国民によって直接選挙され、任期は 5 年（連続 3 選禁止）である。大統領は行政府の長であり、ギリシャ系の大臣の任免権[2]、大臣会議の招集権、外交・国防・国家安全保障問題に関する法律案等の議会の議決に対する拒否権等の権限を有する。大統領が職務不能となった場合には、議会は罷免手続を開始することができる。なお、大臣は議員との兼職ができない。

現在の大統領は、2023 年 2 月に就任したニコス・フリストドゥリディス（Nicos Christodoulides）大統領（無所属）である。

2　議会の構成

一院制を採用している。

(1) 定数・任期

定数 80 人（憲法上は、ギリシャ系議員 56 人、トルコ系議員 24 人で構成されるが、現在はギリシャ系議員のみ）。任期は 5 年で、解散がある（議会は、トルコ系議員の 3 分の 1 を含む総議員の過半数の賛成により議決した場合にのみ解散する。）。

(2) 選挙制度

非拘束名簿式比例代表制により選出される。6 の選挙区（各選挙区の定数は人口比例）ごとに各党の得票数に応じて議席が配分された後（①）、①の配分で端数となった得票数を全国集計し、各党の得票数に応じて①の配分後の残余の議席が配分される（②）。更に残余の議席がある場合は、②の配分を繰り返す（③）。ただし、②及び③の段階では、阻止条項（全国での得票率がそれぞれ 3.6%、7.2%に満たない政党は、議席配分を受けることができ

[1] トルコ系の副大統領は、空席。
[2] トルコ系の大臣の任免権は、副大統領が有する。

ない。）が設けられている。

選挙権年齢は 18 歳、被選挙権年齢は 21 歳である。直近の選挙は、2021 年 5 月に実施された。

（3）会派別議席数

会派別議席数は、表のとおりである（ギリシャ系議員のみで構成）。

表　キプロス共和国議会の会派別議席数（2025 年 7 月現在）

会派名	議席数
民主運動党（DISY）	17
労働者進歩党（AKEL）	15
民主党（DIKO）　※	9
民主戦線（DIPA）　※	4
国家人民戦線（E.L.A.M.）	3
社会民主運動党（EDEK）　※	3
環境運動-市民協力	2
無所属	2
その他	1
合計	56

（凡例）フリストドゥリディス大統領は政党に属しない大臣から成る専門家内閣を発足させたが、※の党派の支援を受けているとされる（Ahmet Sözen and Hubert Faustmann, “Cyprus: Political Developments and Data in 2023,” *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, no.63, 2024, pp.87-93.）。

（出典）“Τα εν τη Βουλή κόμματα.” Parliament of Cyprus Website <https://www.parliament.cy/el/general-information/composition/members-of-the-house/τα-εν-τη-βουλή-κόμματα> を基に担当者作成。

３　会期制度

常会は、総選挙の 15 日後に開会し、翌年以降も毎年同時期に開会する。常会の会期は、毎年 3～6 か月の範囲内で議会が決定することが憲法上規定されているが、実際には毎年 9～10 か月にわたって開かれている。臨時会は、10 人以上の議員の求めにより、議長又は副議長が招集する。

４　議会運営機関

議長はギリシャ系議員から、副議長はトルコ系議員から選出される[3]。議長及び副議長は、議員の中から議会書記及び議会行政書記を任命し、議会書記及び議会行政書記は、議長及び副議長を補佐する。常任委員会・特別委員会の設置及び各委員会の委員の任命は、選任委員会（議長、副議長、ギリシャ系議員 6 人及びトルコ系議員 2 人で構成）が決定する。議会の運営は、議長及び会派長の会議で決定される。これは、憲法や議事規則では規定されていない非公式の会議であるが、本会議、委員会その他の議会の活動について運営・調整を行う常設機関である。

[3] 副議長は、トルコ系議員が不在のため空席。

現在の議長は、民主運動党（DISY）のアニタ・ディミトリウ（Annita Demetriou）議長である。

５　立法過程

（1）法律案の提出

法律案を提出できるのは、議員及び大臣である。ただし、議員は、歳出の増加を伴う法律案を提出することができない。

（2）委員会審査

全ての法律案は、まず所管の委員会に付託される。各委員会における法律案の審査は、緊急の場合を除き、委員会所属の委員に法律案が配付されてから 48 時間以上が経過した後に行われる。審査が終了すると、委員会報告書が作成される。

（3）本会議審議

委員会で可決された法律案の本会議における審議は、緊急の場合を除き、法律案及び委員会報告書が議員に配付されてから 48 時間以上が経過した後に行われる。所管の委員会の報告書が本会議で報告された後に、法律案の基本的内容の審議に引き続き逐条的な審議が行われる。討論が終局したことを議長が決した後は、技術的な内容に係る修正案のみ提出することができる。原則として、逐条的な審議が終了すると、直ちに、法律案全体に係る採決が行われる。

（4）法律の公布

議長は、可決・成立した法律を公布のために大統領に送付する。大統領は、これを 15 日以内に共和国公報に掲載することにより公布する。ただし、大統領は、法律の全部又は一部について、再考を求めて議会に返付することができる。法律が大統領から返付された場合には、議長は 3 日以内に全議員にその旨を通知し、議会は再度採決を行う。再度の採決によってもなお初めの議決が支持された場合には、大統領はこれを法律として公布する。なお、大統領は、法律の公布前に、当該法律の憲法違反の有無等について最高憲法裁判所（現在は最高裁判所がその機能を果たしている。）に提訴することができる。憲法に反すると判断された法律は、公布されない。

【参考文献】

・外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cyprus/data.html>

・Parliament of Cyprus Website <http://www.parliament.cy/>

・Office for Democratic Institutions and Human Rights(ODIHR), Organization for Security and Co-operation in Europe(OSCE), “Republic of Cyprus: Parliamentary Elections 30 May 2021,” 2021.12.15. <https://www.osce.org/files/f/documents/c/5/508379_1.pdf>

・『世界年鑑　2025』共同通信社, 2025, p.373.